

令和8年 太田市教育委員会3月定例会会議録

開会年月日	令和 8年 3月18日(水曜日) 午前 9時30分		
閉会年月日	令和 8年 3月18日(水曜日) 午前 10時40分		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議 案 (件 名)		結 果
議案第3号	令和8年度太田市教育行政方針について		可決
議案第4号	太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について		可決
議案第5号	太田市教育委員会事務局の人事等について(秘密会)		可決
議案第6号	太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について		可決
議案第7号	太田市公民館条例施行規則の一部改正について		可決
議案第8号	校長、副校長及び教頭の異動内申について(秘密会)		可決
議案第9号	太田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について		可決
議案第10号	太田市いじめ問題専門委員の解嘱及び委嘱について		可決
議案第11号	太田市立太田高等学校管理に関する規則の一部改正について		可決
出席者		江原 孝 育(教育長) 佐藤 真太郎(教育長職務代理者) 倉嶋 慶 秀(委員) 塙 保 仁(委員)	欠席委員 野村委員
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、 教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設 管理課主幹、文化財課長、生涯学習課係長、生 涯学習課指導主幹、学校教育課長、市立太田 高校事務長、教育総務課総務係長 ..... (福祉こども部副部長、こども課長) ( )は欠席者	書記・記録 丸山主任
議 題 及 び 議 事 の 大 要			
会議録署名委員の	佐藤 真 太 郎 委 員		
指名	塙 保 仁 委 員		

### 事務局：

皆様おはようございます。本日は、令和8年教育委員会3月定例会となります。  
傍聴者はありません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

### 議長(教育長)：

太田市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、佐藤委員、埴委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

先週あたりから、だいぶ春めいてまいりました。桜の蕾もなんて情報がたくさん飛び交っているところでございますけれども、市立太田高校の卒業式を皮切りに、中学校の卒業式、そして来週は小学校の卒業式と、大変お世話になっているところでございます。校長会等でもお話をさせていただいているのですが、卒業式というのは学校にとって、また地域も含めて、学校最大の行事であります。ぜひ心を込めて、子ども達の心に残る卒業式として送っていただきたいというお願いをしております。また、教職員にとっても一年の中で一番達成感を感じられる行事でありますので、教員の成り手が少なくなっている昨今でございますけれども、次の目標に向かう原動力にもなるかと思っておりますのでというような指導を校長会でさせていただいているところです。教育長報告は以上となります。

続きまして、教育部長より報告等をお願いいたします。

### 教育部長：

おはようございます。本日は年度内最後となる教育委員会定例会でございます。まずはこの一年間、本市教育行政の推進に多大なるご尽力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。本日の議案審議に先立ちまして、ご報告をさせていただければと思います。

初めに、先般挙行されました中学校の卒業式におきましては、委員の皆様にもご臨席を賜り、誠にありがとうございました。おかげ様で生徒達の門出を温かく祝うことができたと思います。また、小学校の卒業式は3月24日に予定されております。こちらにつきましても、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、議会報告でございます。3月定例市議会は昨日の17日に閉会いたしました。新年度予算を審議する予算特別委員会におきましては、教育関連で多岐にわたるご質問をいただいたところです。主な内容をご紹介しますが、教育支援・福祉の面では、みらい給付型奨学金や不登校対策、フリースクールとの連携、さらには生理用品の提供について、学校運営・施設関連では東中学校の大規模改修、机の新 JIS 規格への更新や樹木管理、そして学校

給食の運営について。また、国際人材育成の面ではグローバル人材育成事業や外国人・児童生徒への日本語指導について、さらに社会教育・文化施設に関しましては、旧中島家住宅について、このほかスクールバスの運行や夢応援事業など、まさに現場に即した多角的な視点からご質問をいただいて、教育委員会としての取り組みを丁寧に答えさせていただいたところ。新年度予算案につきましては、本会議にて無事可決されましたので、今後は審議を通じていただいたご意見を真摯に受け止め、課題の解決と事業の円滑な執行に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

本日の委員会におきましては、新年度に向けた重要な議案を多数上程してございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

議長(教育長):

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が9件、事務報告が5件でございます。議案第5号、第8号については、あらかじめ秘密会の申し出がありましたので、順番を変え、全ての議事が終了した後、最後に協議したいと思っておりますがよろしいですか。

長丁場になりますので、進行にご協力をお願いします。

それでは、「令和8年度 太田市教育行政方針について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長:

「令和8年度 太田市教育行政方針について」【提案理由説明】

議長(教育長):

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員:

18、19ページのところで、まず18ページの「(1)文化財の保護と普及啓発」のところの成果指標で、実績値が令和6年度は4,984人だったところから令和7年度は実績見込値が4,137人と、スタンプラリーの申込者数が減っているということと連携して、19ページの(4)の成果指標のところのInstagramの投稿数も半減しているというところで、参加者も減っている中でこういった広報活動も半減しているというところに関しては、どのような対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

### 文化財課長:

まずスタンプラリーの申込者数なのですが、今年度から2次元コードを使って申し込むような申し込み方法に変えまして、少々まだ慣れていないということもあり、小学校等での申込者数が減ったという状況です。また来年度以降そのあたりを注視して、参加者数の回復に努めたいと考えております。それと、インスタグラムの投稿数が減っている件ですが、令和6年度に初めてやったときに、色々と投稿したのですけれども、各係が投稿しすぎてしまって、前の投稿が見られなくなってしまうという状態がありましたので、令和7年度については投稿を控えて減らしたという経過がございます。

### 佐藤委員:

おそらくインスタグラムの投稿件数の問題というよりは、文化財を回った時にどういう場所でどういう物が見られるのかとか、あるいはそこにどういう方がいらっしゃってどういう話を聞けるのかというの、ある意味必要なのかなと思うので、もちろん回ってただスタンプを押すだけのラリーかもしれないのですけれども、何かそこに加えて、ここに行くと和尚さんの話を聞けるとか、インタビューみたいなものをしてみるとか、実際に文化財の魅力を発信できるインスタグラムにさせていただいて、ストーリーではなくて投稿のほうに載せていただければ規程とかなと思いますので、意見を取り入れながらやらせてみるのもいいのかなと思うので、ぜひご検討いただければと思います。

### 文化財課長:

スタンプラリーなのですけれども、令和7年度につきましては生品神社と新田荘歴史資料館と金山城跡ガイダンス施設のスタンプ設置箇所のほうで、日を決めてではあったのですが、それぞれ2日間ボランティアの方とか学芸員の方による説明会を実施いたしました。来年度以降もそのようなかたちをとりたいと考えてございます。

### 倉嶋委員:

7ページの「(10) 幼保小連携の推進」についてお伺いしたいのですけれども、幼保小連絡協議会という会が運営されていると思いますが、文科省が指示を出している幼保小の架け橋プログラムの取り組みについて確認させていただきたいと思います。

### 学校教育課長:

幼保小の架け橋プログラムのことについてですが、この後報告の「③学校教育指導の重

点について」のところで触れさせていただいているのですが、今年度は鳥之郷小学校の校長先生が実践をしているという報告、そういった説明があったと思います。また、これから学校と園との間で連携をしていかなければならないかなと思います。例えば保育参観、学業参観でお互いに見せ合うだとか、または一緒に研修するだとか、そういったところで連携を図っていかなければならないと考えております。

倉嶋委員：

学校単位で、おそらく取り組み方にだいぶ差があるように感じています。実際に全く取り組まれていないエリアもあると思います。小学校側から幼保への投げかけが必要だというプロジェクトだと認識しているので、幼稚園・保育園側からじゃなくて小学校の校長先生側から、ぜひ地域の連携で架け橋となって、小学校に上がるときにスムーズに学校に入っていけるような取り組みに、ぜひ全体で取り組んでいただきたいと思います。意見です。

埴委員：

3ページのいじめ防止対策の充実のところの、「いじめ一報」というものについて、よくわからないのでどういうものか教えてください。

学校教育課長：

学校でいじめを認知したところで、まずは教育委員会に報告をあげていただきます。その後、学校と教育委員会が連携して、このいじめに対してどう対応していくかというところを一緒にやっていくというような制度です。

埴委員：

ちなみに令和7年度は何件くらいあったのでしょうか。

学校教育課長：

令和7年度のいじめの認知数ということでよろしいでしょうか。

埴委員：

いじめ一報の(件数)。

学校教育課長:

(いじめ一報の)あがってきた件数ですね。2月末時点で小・中学校合わせて287件あがってきています。

埴委員:

いじめ一報があがってきて、学校と教育委員会のほうで中身を精査して、いじめと認知するものもあれば、まだいじめまでは行ってないよと判断をするものもあるということによろしいですか。

学校教育課長:

いじめ一報があがってきた時点で、学校がいじめを認知しているということになります。具体的にいじめを解消する、またはいじめに対してどのように取り組んでいくかというところを、学校と連絡を取りながら対応していきます。それなので、解決してから連絡をいただくのではなくて、いじめと認知した段階ですぐ一報をあげてもらおうという制度です。

埴委員:

そうすると市内では、その件数のいじめが令和7年度にあったということによろしいでしょうか。

学校教育課長:

はい、おっしゃる通りです。

埴委員:

次のページで、「いじめはいけないことだと思います」というアンケートを実施して、その令和8年度の目標値を100%にするということなのですが、いじめの件数をどれくらい減らすとかいう目標はないのでしょうか。

学校教育課長:

件数の目標ではなくて、子どもの意識といいますか、そういったところで目標を立てている、そんなところですよ。

埴委員：

学校教育指導の重点の資料には、いじめゼロを目指すと書いてありますので、目標はいじめゼロだと思うんですね。いじめ一報があがってきた時点で対策をとっても、それがすでにいじめと認知されているわけですから、いじめは減らないということですね。その前段階で防ぐために、どのような対策を令和8年度強化していくのでしょうか。

学校教育課長：

いじめが起これないようにするというのが、まずは一番だと思います。そのため、やはり子ども達に道徳だとか、いじめ防止活動などといったところで、いじめはいけないんだという意識をつけていく、そうしたところが一番だと思います。あとは、いじめが起こったときに見逃しをしないということも大事だと思います。このことについては教職員の意識、アンテナというところが大きいと思いますので、教職員に対して指導していきたいと思います。

議長(教育長)：

他にご意見等はございますか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第4号「太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長：

「太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について」【提案理由説明】

議長(教育長)：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第6号「太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について」学校施設管理課主幹より説明願います。

学校施設管理課主幹：

「太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長(教育長):

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

倉嶋委員:

確認ですけれども、児童の給食費は無償化なんてしたっけ。

学校施設管理課主幹:

すでに令和5年4月1日から児童生徒は学校給食費が無料というかたちで対応させていただいております。

議長(教育長):

他にご意見等はありませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第7号「太田市公民館条例施行規則の一部改正について」生涯学習課係長より説明願います。

生涯学習課係長:

「太田市公民館条例施行規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長(教育長):

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第9号「太田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長:

「太田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について」  
【提案理由説明】

議長(教育長):

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

倉嶋委員：

これを加えることによって、具体的にどう変わるのか教えてください。

学校教育課長：

この前の総合教育会議で、先生方のいわゆる勤務時間とか、またはワークライフバランスだとか、そういった目標を立てさせていただきました。それを進めるというところで、教育委員会と提携しながら進めていくということを、より明確にしていくというところでございます。

倉嶋委員：

例えば部活動の地域移行とか、そういったところにも関わってくる内容でしょうか。

学校教育課長：

部活動の地域展開についても、先生方の働き方改革に繋がる場所でもありますので、そういったところも当然進めていくことで、先生方の働き方改革に繋がるかなと思っております。

議長(教育長)：

他にご意見等はございますか。

学校教育課長：

一つ訂正をお願いしたいと思います。資料7-4ページの現行のところなのですが、その他『第三条』を漢数字ではなく『第3条』と数字の3に直していただければと思います。

議長(教育長)：

それでは他にないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第10号「太田市いじめ問題専門委員の解嘱及び委嘱について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長：

「太田市いじめ問題専門委員の解嘱及び委嘱について」【提案理由説明】

議長(教育長)：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

次に、議案第11号「太田市立太田高等学校管理に関する規則の一部改正について」市立太田高校事務長より説明願います。

市立太田高校事務長：

「太田市立太田高等学校管理に関する規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長(教育長)：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。

続いて、日程第5、事務報告を取り扱います。

はじめに、「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」学校施設管理課長より報告願います。

学校施設管理課長：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」【概要報告】

議長(教育長)：

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

学校施設管理課長：

10ページの資料の中で番号の訂正がございまして、一番下の「12 工事内容」の下が「11 入札参加者(6者)」となっておりますが、正しくは「13 入札参加者(6者)」です。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

議長(教育長)：

それでは他にないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。

「令和8年度太田市立太田中学校入学者選抜における合格者状況について」学校教育課長より報告願います。

学校教育課長：

「令和8年度太田市立太田中学校入学者選抜における合格者状況について」【概要報告】

議長(教育長):

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

ないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。

「学校教育指導の重点について」学校教育課長より報告願います。

学校教育課長:

「学校教育指導の重点について」【概要報告】

議長(教育長):

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

佐藤委員:

はじめにのところの文章なのですけれども、「各学校においては、家庭、地域との連携を十分に図りながら、子どもたちが将来に向け、夢と希望を抱きながら、自信をもって生きていく力を身に付けられるようお願いいたします。」となっているのですが、何を願うのかがないといえますか、各学校においては『ご指導を』願いますとなるのか、細かいことを申し上げるようで恐縮なのですが、何を願われているのかという部分を何かしらの動詞を入れたほうがいいのかなど思ったのですが。

学校教育課長:

おっしゃる通り何を願うのかということも含めて、しっかりと明記して学校のほうに配布をしたいと思います。

指導担当副部長:

佐藤委員のおっしゃった「ご指導をお願いいたします」とさせていただいてよろしいですか。

議長(教育長):

今教育委員会に諮っているので、今明確にしないと。またやり直しになってしまいますから。

佐藤委員:

身内での話なので、『指導』と言うのか敬語を使って『ご指導』と言うのか、そこは組織によって変わると思うのですが、現場の長に対してもこちらの長からのお願いということで、敬語と

いうことであれば『ご指導をよろしく申し上げます』でもいいと思いますし、どちらにしても丁寧に表記されていて、公表されたときに見て明確であればいいのかなと思うのですが。

学校教育課長:

それでは、『指導をお願いいたします』としたいと思います。

議長(教育長):

では、『指導』という言葉が入りますので、よろしくをお願いいたします。

他にご意見等はございますか。

ないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。

「学校人権教育指導方針について」学校教育課長より報告願います。

学校教育課長:

「学校人権教育指導方針について」【概要報告】

議長(教育長):

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

埴委員:

これは教職員の皆さんに対する人権教育ではなくて、子ども達に対してですか。

学校教育課長:

子ども達に対して、こんな指導をしてほしいということで、それをする教職員が当然研修をしたりだとか、そういったものも必要となりますので、例えば年間計画の中でこういった人権の内容を入れてほしいということをお願いしたり、またそれに向けた先生方の指導力向上のための方針であったりそういったものでございます。

議長(教育長):

他にご意見等はございますか。

ないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」学校教育課長より報告願います。

学校教育課長:

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長(教育長):

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

佐藤委員:

示談ということですかね。法的にこう弁護士を立ててということではないのですか。

学校教育課長:

相手方弁護士とこちらの顧問弁護士でやりとりをして、損害賠償金を払うということで示談したということです。

佐藤委員:

わかりました。営利目的で使用したわけではないにしても、かなりの額だなという印象を受けたので、どこを争点としてこの18万円が算出されたのかなと。あと、これからAIとかで作ることがあると思うのですが、最終的にイラストを作って掲出する前に教頭先生や校長先生あたりが目を通して検索すると思うのですが、AIで作成したイラストに関してもクレジットを入れるとか、そういった必要があるのかなということも含めて確認をしていただいたほうがいいのかなと。当然本人が作ってるなんてことはほぼないわけですから、何らかの方法で引っ張ってきたか、引っ張ってきたイラストをそもそもAIに読み込ませて変化させている可能性もあるので、それだけすると元々の著作権に触れる可能性があったり、あとはもし自分で書いたイラストを読み込ませたものや ChatGPT で作ったものに関しても、何かクレジットを入れるということが義務としてされている AI のソフトであったりとか、あるいはそれに準拠するものであったりとかそういうこともあるので、そこはもはやこれを使ってこのようにクレジットを入れてくださいとかにしたほうがいいのかなという気はしています。自由に作って出してというよりは、何かイラストを作るならこの素材を使ってねとか、あるいはこの AI を使うなら基本的にはこのクレジットを入れないといけないよというようなことを指導の一環として入れておいて、それが守れるかどうかをチェックしたほうがいいのかなと思いました。ご検討いただければと思います。

学校教育課長:

先ほどの損害賠償金の額については、ホームページの中に無料とかフリーと書いてあるのですけれども、そのあとをずっと辿っていくと利用規約というものがあるって、1年目が5万5000円、2年目以降が3万3000円と明記されているんです。それをもとに損害賠償金の額が決まりまして、5年間ホームページに載せていたということで、18万7000円という額になりました。

指導担当副部長:

この間の校長会で、全校2024年度までのいわゆる配布文書というものを、全部削除させました。それとともに、ブログで子どもの顔が結構アップで写っていると、それがAIで卑猥な動画とかに貼り付けられていくというようなこともあるので、ブログについても2024年度までは全部削除しました。2025年度のものにつきましては、3月31日をもって全校すべて削除するというようにしておりますので、ご承知願えればと思います。

倉嶋委員:

今の話で言うと、いわゆるフリーと書いてあったけれども、結果的にはフリーじゃなかったというところで、争える余地があった気もしなくはないのですが、そこを早い段階で採決されたというのは何か理由があるのですか。

学校教育課長:

同じような事案が太田市役所の中であって、相手が今回請求してきた方と同じ方だったんです。やはりその時も弁護士さんがやりとりをして、これは争えない、争っても・・・ということがあって、今回の顧問弁護士にも相談したところ、これについては利用規約に載っているのということで、このような結論になった経緯がございます。

倉嶋委員:

受け取り方によっては、逆に悪質なやり方のように聞こえるのですが、そうなる就先ほどの学校教育指導の重点事項の情報教育の充実というところに、やはり情報リテラシーのところを、そういった問題が入り口だけではわからない、結果的に引っかかってしまうという事例が実際に起きているということとか、そういったことが学校単位だけではなく個々の情報発信、SNS発信において金銭的トラブルに繋がっていく、そういったところを踏まえて、教育指導の重点事項の中で再度学生たちにもご指導いただければと思います。

学校教育課長:

そのことについても、子ども達もこれからインターネットを使っていきますので、指導をしていきたいと思います。

議長(教育長):

他にご質疑等はございますか。特にないようですので、以上で終了します。

事務局より連絡をお願いします。

事務局:

事務局より連絡いたします。教育委員会4月定例会を4月16日木曜日、午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。よろしく願いいたします。以上です。

議長(教育長):

この後は、秘密会となります。議案に関係する方のみ、お残りください。暫時休憩とします。

－ 休 憩 －

資料配布

【 秘 密 会 】

学校教育課長:

「校長、副校長及び教頭の異動内申について」【提案理由説明】

可決

教育総務課長:

「太田市教育委員会事務局の人事等について」【提案理由説明】

可決